

## Jペイ早期入金サービス特約

### 第1条【総則】

1. Jペイ早期入金サービス特約(以下「本特約」といいます)は、Jペイメントサービス株式会社(以下「当社」といいます)に対し、Jペイサービス加盟店またはJペイ代行サービス加入店が、早期入金サービスを申込みし、当社が承認したことによりJペイ早期入金サービス契約(以下「本サービス」といいます)が成立した場合の契約関係を定めるものです。この場合の本サービスの加入を当社が承認した加盟店を「早期入金サービス加入店」といいます。
2. 本特約に規定される事項以外については、Jペイサービス加盟店規約またはJペイ代行サービス規定(以下あわせて「原契約」といいます)が適用されるものとします。
3. 当社は、本特約に基づく本サービスの範囲、内容を当社の判断で、追加・取消・変更することができるものとします。

### 第2条【早期入金および手数料】

1. 早期入金サービス加入店は、本サービス申込みの際、当社が定める締切日の中から本サービスの対象とする締切日を指定するものとします。
2. 早期入金サービス加入店は、別表に定める早期入金サービスの対象となるカード利用代金(以下「早期入金サービス対象カード利用代金」といいます)の入金に対して原契約第12条に定める手数料とは別に当社所定の早期入金サービス手数料を支払うものとします。また、ボーナス1回払いを本サービスの対象とする場合は、別途当社所定のボーナス1回払い早期入金サービス手数料(早期入金サービス手数料、ボーナス1回払い早期入金サービス手数料を合わせて「早期入金サービス手数料等」といいます)を支払うものとします。
3. 当社は、早期入金サービス加入店に対し、早期入金サービス対象カード利用代金を、第3条第2項に定める売上データに基づいて一括して立替払いします。支払は、本条第1項で定めた締切日の4営業日後に早期入金サービス加入店指定の金融機関口座に振り込むものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。
4. 別表に定める早期入金サービス対象カード利用代金以外のカード利用代金の支払は、原契約によるものとします。
5. 早期入金サービス対象カード利用代金の支払金額が、早期入金サービス手数料等の金額に満たない場合は、当社所定の要領にて支払うものとします。この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

### 第3条【設置端末集計サービスの利用】

1. 早期入金サービス加入店は、当社に対し当社所定の情報処理センター(以下「情報処理センター」といいます)との間で設置端末集計サービス契約を締結する代理権を授与するものとし、当社はこの代理権に基づき、情報処理センターとの間で設置端末集計サービス契約を締結します。なお、設置端末集計サービス契約の締結に端末設置会社の承認が必要な場合の承諾の取得は、当社が当該早期入金サービス加入店を代理して取得するものとします。
2. 前項に基づき、情報処理センターとの間で設置端末集計サービスを締結した早期入金サービス加入店は、設置端末集計サービスの結果データのうち、当社が本サービスを提供するために必要と判断する早期入金売上データを情報処理センターから直接受領し、本サービスの提供のために利用することを

認めるものとし、それに必要な一切の手続きをとるものとする。

#### 第4条【振込明細書】

本サービスの振込明細は、当社がWEBで提供するものとします。早期入金サービス加盟店は、自らWEB画面より参照するものとします。

#### 第5条【サービスの停止】

当社は、早期入金サービス加盟店が原契約(本特約を含みます)または対象カード会社規約に違反または違反する可能性がある場合等、当社が本サービスの提供を不相当と判断する場合または提携カード会社の要請がある場合は、当社の判断によりいつでも本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。

#### 第6条【有効期限、解約】

1. 本特約の有効期限は、1ヵ年とします。ただし、早期入金サービス加盟店または当社が期間満了3ヶ月前までに書面をもって解約を申し出ないときは、更に同一条件にて1ヵ年更新し、以降もこの例によるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、早期入金サービス加盟店および当社の合意により、または早期入金サービス加盟店もしくは当社が書面をもって3ヶ月前までに相手方に対し通知することによりいつでも本特約を解約することができるものとします。
3. 第5条によるサービス停止の場合、前項の規定にかかわらず、当社の判断で本契約を即時解約することができるものとします。
4. 当社と早期入金サービス加盟店の原契約が終了した場合には、本特約も同時に終了するものとします。

#### 第7条【本特約終了後の取扱い】

第6条に基づき本特約が終了した場合には、当社が定める期間経過後に本サービスは終了するものとします。なお、WEB画面の利用については、当社が別途定める期間経過後に終了するものとします。

#### 第8条【免責事項】

当社は、以下の項目について、一切の責任を負わないものとします。

- (1)設置端末集計サービス等システムの障害等によるサービス提供遅延または不履行
- (2)早期入金サービス加盟店の当社に対する届出事項の遅延または不履行によるサービス提供遅延または不履行
- (3)第6条で定めるサービスの停止
- (4)天変地異、テロ・戦争等の不可抗力によるサービスの遅延また不履行

#### 第9条【本規約の変更】

当社が本規約の変更内容を通知または当社ホームページに公表した後において早期入金サービス加盟店が本サービスの利用を行った場合は、早期入金サービス加盟店は新しい規約を承認したものとみなすものとします。

以上  
(2020.5.21)

[別表]

カード取扱い		早期入金サービス対象※1
Visa・Mastercard	1回・2回・リボ・分割	対象
JCB・AMEX・Diners・DISCOVER	ボーナス1回	
電子マネー 交通系、i D、QUICPay、楽天Edy、nanaco、WAON、JCB PREM O		対象外
銀聯		
韓国ローカルカード		
Jデビット		
VJA・JCBギフト		
手書伝票		

※1:早期入金サービス対象については、変更する場合があります。

対象となるカード取扱を対象外とする場合は、当社より事前に早期入金サービス加盟店へ  
通知します。